

新市庁舎整備事業について

新市庁舎低層部の商業施設、屋根付き広場等及び地下 1 階の庁舎駐車場等の運営方法について、検討状況を報告します。

1 商業施設の運営方法について《資料 1》

商業施設の財産区分は「普通財産」とし、運営に民間のノウハウを生かすために、商業施設の区画をパススルー型マスターリース方式で民間事業者に貸し付け、地方自治法に基づき必要な事項を条例で定めます。

2 屋根付き広場等の運営方法について《資料 2》

屋根付き広場（アトリウム）、展示スペース等の低層部について、新市庁舎の玄関口（メインエントランス）であることを踏まえ、財産区分を「庁舎」とします。

また、専門性の求められる業務等の一部については、業務委託も視野に入れて検討します。

3 地下 1 階の庁舎駐車場等の運営方法について

新市庁舎の駐車場を、市庁舎の利用者に加え、広く誰もが使える公共的な駐車場とするため、一般駐車場、自動二輪車等駐車場（ともに地下 1 階）及び自転車駐車場（地上 1・中 2 階）を「公の施設」として位置づけ、指定管理（利用料金制）とします。

このため、庁舎駐車場条例を改正します。

		台数	財産上の扱い	管理	料金
現庁舎	一般駐車場	80台	公の施設	指定管理	有料 (減免あり)
	自転車駐車場	34台	庁舎	直営	無料
	【参考】公用駐車場	139台			
新市庁舎	一般駐車場	約180台	公の施設	指定管理	有料 (減免あり※)
	自動二輪車等駐車場	約 60台			
	自転車駐車場	約130台			
	【参考】公用駐車場	約200台	庁舎	直営（委託）	無料

※自転車駐車場については、時間料金制の導入も検討します。

4 スケジュール（案）

	29 年度			30 年度			31 年度		
	9 月	12 月	3 月	6 月	9 月	12 月	3 月	6 月	9 月
商業施設		議案提出・審議	事業者公募						開業に向けた準備
庁舎駐車場等						募集要項の作成			事業者公募
屋根付き広場等									運営の検討、事業者公募の検討、開業に向けた準備等